

多自然地域を後背地とする 居住拠点都市の振興について

平成24年6月13日

多自然地域を後背地とする居住拠点都市の振興に関する調査研究事業

趣旨

わが国には、豊かな自然を有し、地域固有の資源(自然、温泉、歴史・文化等)を生かした雇用を創出している後背地に、一定の都市機能を有する中心部から通勤する住民が多数存在する地域がある。このような地域で多くの住民が居住する都市は、オフィスや工場等を有する中心市に周辺市町村から通勤するという現行の定住自立圏の中心市(昼夜間人口比率が1.0以上)とは異なるタイプの拠点都市として捉えることができる。

このような多自然地域を後背地に持つ居住拠点都市は、一定の都市機能を担い、固有の地域資源を持つ後背地を支える中心市としての機能を発揮しており、圏域全体に対して、その特性に着目した振興策を検討する必要がある。



事業概要

居住拠点都市を中心とする圏域全体に対して、その特性に着目した振興策を検討するため、居住拠点都市とその後背地の振興のあり方について実態調査、実証研究を行う。

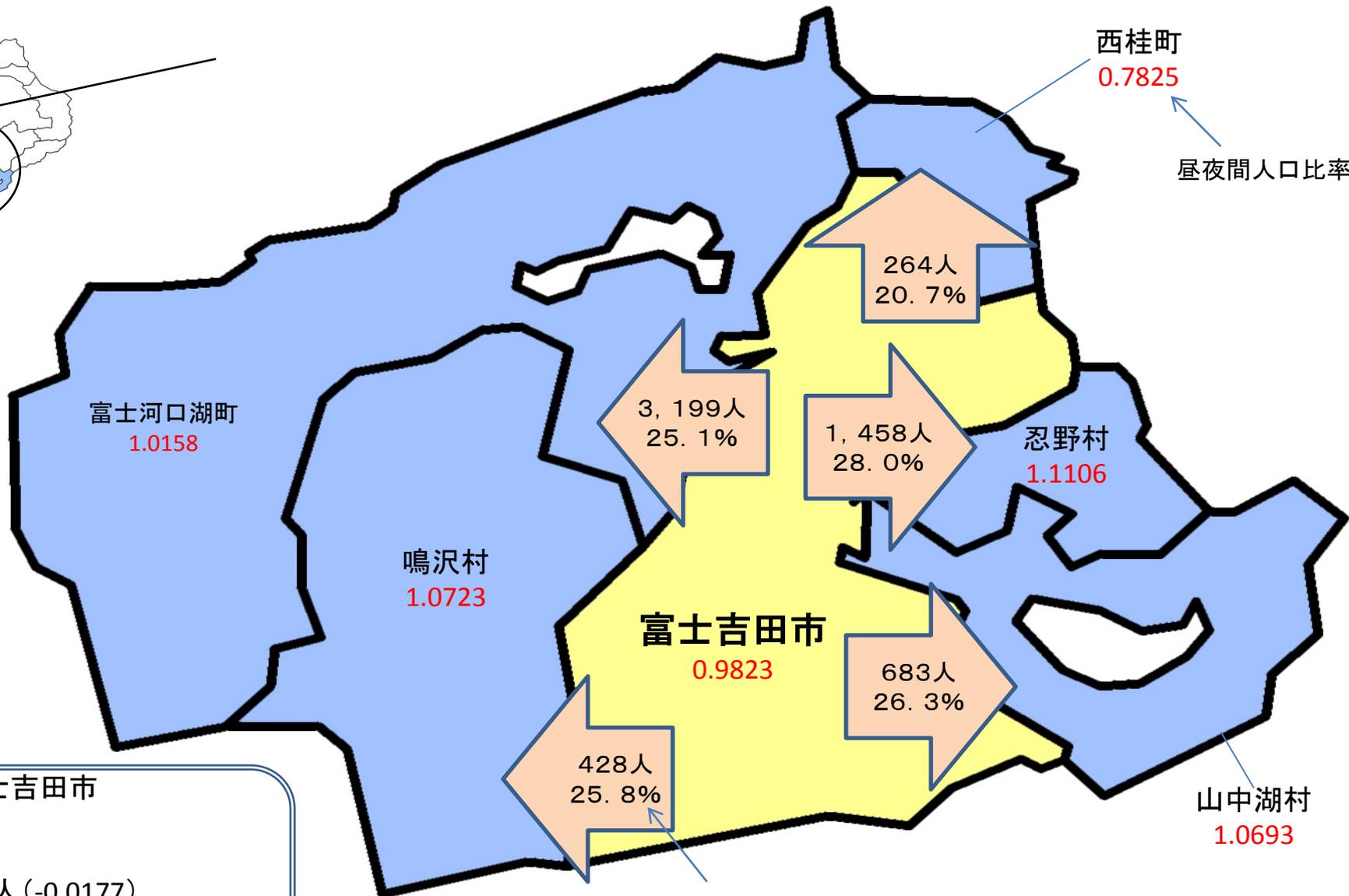
平成24年度予算:3千万円

- 研究会、シンポジウム開催
- 実証研究 3カ所
(アンケート実施、圏域計画策定等)
- 実態調査 10カ所程度
- 事例収集、分析、報告書作成

* 多自然居住拠点都市の要件(素案)

- 定住自立圏構想の中心市に該当しない市のうち、人口4万人以上でDIDが存在する市又はDID人口1万人以上の市で、周辺に下記要件を満たす後背地市町村が存在すること。
- 多自然地域(国立・国定公園に属するか、林野率80%以上)にある人口4万人未満の市町村(定住自立圏構想の中心市の10%通勤通学圏は除く)で、次のいずれかに該当。
 - 昼夜間人口比率が1以上で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上
 - 昼夜間人口比率が0.9以上で、上記割合が20%以上

多自然居住拠点都市と後背地の例：山梨県富士吉田市



富士吉田市

人口: 52,572人

DID人口: 32,280人

昼夜間人口差: -940人 (-0.0177)

後背地への通勤通学者数の計: 6,032人

後背地への通勤通学者

を加えた場合の昼夜間比率: 1.1139

上段: 居住拠点都市からの通勤者・通学者数

下段: 居住拠点都市からの通勤者・通学者の占める割合

「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



中心市

- 人口5万人程度以上(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定
中心市と周辺市町村が1対1で、
議会の議決を経て締結(※)



周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

③定住自立圏共生ビジョン
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

※連携する取組の例:医療、産業振興、公共交通、人材育成等
※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

平成24年5月末現在、77団体が中心市宣言済み、65圏域(延べ293団体)で協定締結(方針策定)、64団体が共生ビジョン策定済み

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置
(中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円)
- ・外部人材の活用(3年間、700万円上限)、
地域医療(措置率8割、800万円上限)に対する
財政措置等

若手企業人地域交流プログラム

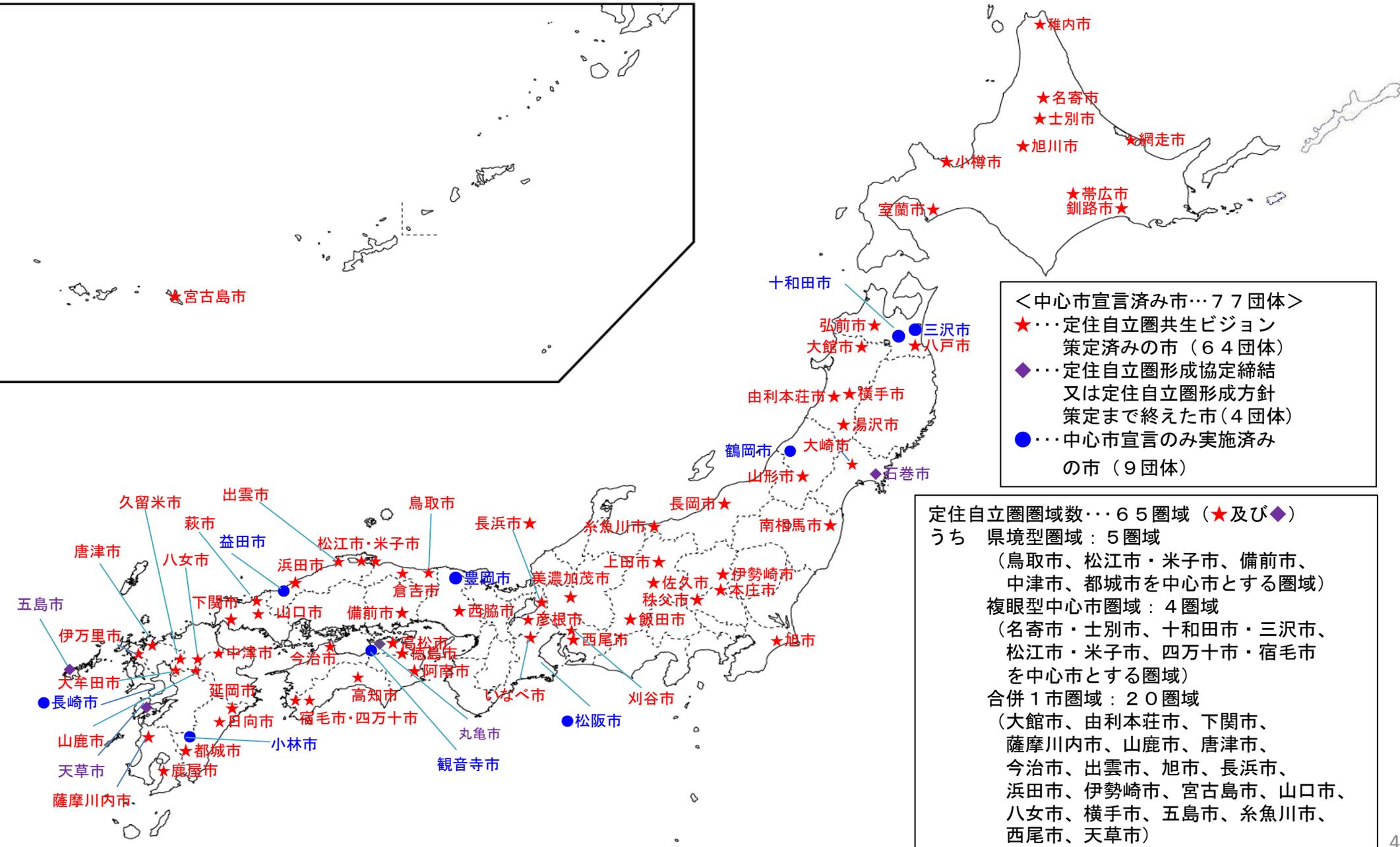
H24派遣先:6市

大都市圏の企業の若手社員を異業種2人1組で
1～3年間派遣(特別交付税により支援)

「定住自立圏」推進調査事業

産業振興・地域医療・文化芸術の重点3分野について
モデル事業を実施し、先進事例を構築(予算額:110百万円)

定住自立圏の取組状況（平成24年5月末現在）



＜中心市宣言済み市…77団体＞

- ★…定住自立圏共生ビジョン策定済みの市（64団体）
- ◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終えた市（4団体）
- …中心市宣言のみ実施済みの市（9団体）

定住自立圏圏域数…65圏域（★及び◆）
 うち 県境型圏域：5圏域
 （鳥取市、松江市・米子市、備前市、中津市、都城市を中心市とする圏域）
 複眼型中心市圏域：4圏域
 （名寄市・士別市、十和田市・三沢市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市を中心市とする圏域）
 合併1市圏域：20圏域
 （大館市、由利本荘市、下関市、薩摩川内市、山鹿市、唐津市、今治市、出雲市、旭市、長浜市、浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、八女市、横手市、五島市、糸魚川市、西尾市、天草市）

定住自立圏の取組状況（平成24年5月末現在）

	都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市		都道府県	宣言済み中心市	未取組中心市
1	北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、名寄市・士別市（複眼型）	札幌市、函館市、苫小牧市、千歳市、滝川市、石狩市	26	京都府		福知山市
				27	大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
2	青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市（複眼型）	青森市、五所川原市、むつ市	28	兵庫県	西脇市、豊岡市	姫路市、洲本市、たつの市
				29	奈良県		天理市
3	岩手県		盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、一関市、釜石市、奥州市	30	和歌山県		和歌山市、田辺市
4	宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市	31	鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
5	秋田県	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市	秋田市、能代市、大仙市	32	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	(安来市 ※周辺市町村として取組済み)
6	山形県	山形市、鶴岡市	米沢市、酒田市、新庄市、東根市	33	岡山県	備前市	岡山市、倉敷市、津山市
7	福島県	南相馬市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、二本松市	34	広島県		広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市
8	茨城県		水戸市、日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市	35	山口県	下関市、山口市、萩市	宇部市、下松市、岩国市、長門市、周南市
9	栃木県		宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、大田原市	36	徳島県	徳島市、阿南市	—
10	群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、富岡市	37	香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
11	埼玉県	秩父市、本庄市	—	38	愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市
12	千葉県	旭市	館山市	39	高知県	高知市、四万十市・宿毛市（複眼型）	(南国市 ※周辺市町村として取組済み)
13	東京都		(※中心市要件該当団体なし)	40	福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
14	神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)	41	佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市
15	新潟県	長岡市、糸魚川市	新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、村上市、燕市、上越市、佐渡市、南魚沼市	42	長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
16	富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市、射水市	43	熊本県	山鹿市、天草市	熊本市、八代市、玉名市、菊池市
17	石川県		金沢市、七尾市、小松市	44	大分県	中津市	大分市、日田市、佐伯市
18	福井県		福井市、敦賀市、越前市	45	宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
19	山梨県		甲府市	46	鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市	鹿児島市、出水市、指宿市、霧島市、南さつま市、奄美市、南九州市
20	長野県	飯田市、上田市、佐久市	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市、中野市	47	沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市
21	岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、中津川市				
22	静岡県		静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市、磐田市、袋井市、裾野市、湖西市、牧之原市				
23	愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市				
24	三重県	松阪市、いなべ市	津市、四日市市、伊勢市、亀山市、伊賀市				
25	滋賀県	彦根市、長浜市	草津市、栗東市、東近江市				
					合計	77	169

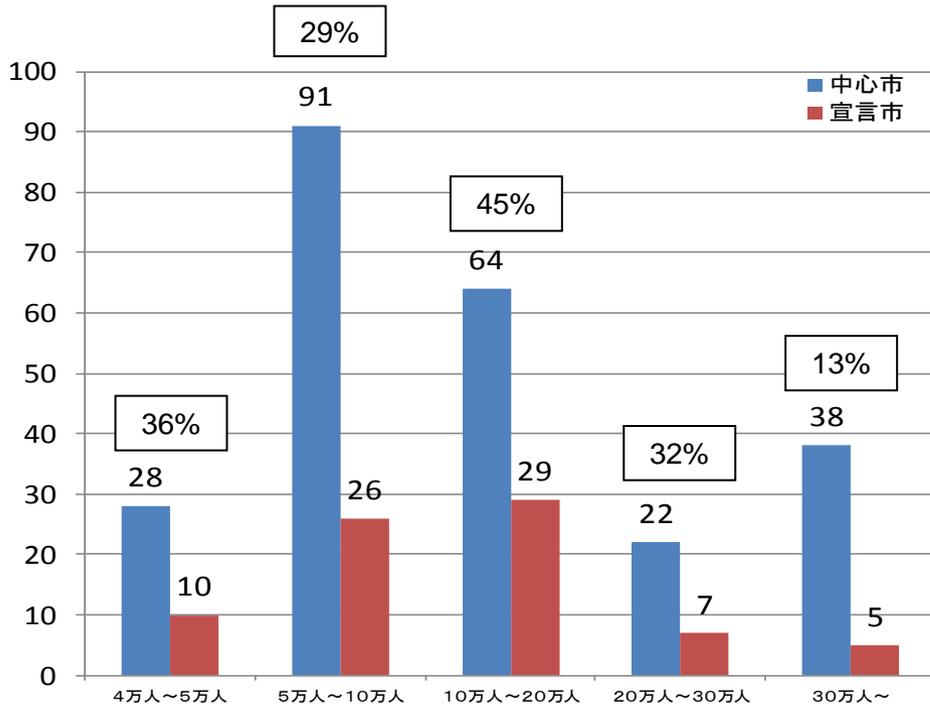
- 77団体が中心市宣言済み
- 65圏域(延べ293団体)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み
- 64団体が定住自立圏共生ビジョン策定済み

人口規模別の定住自立圏の取組状況（平成24年5月末現在）

人口規模別の中心市宣言の状況

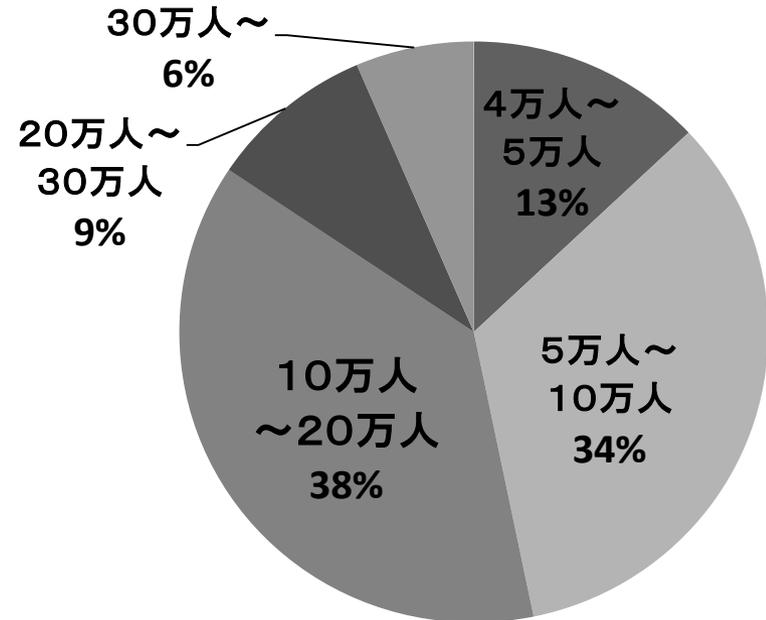
- 人口規模別の中心市宣言率（※）は、次のとおり。
 - ・人口 4万人超～ 5万人以下・・・36%
 - ・人口 5万人超～10万人以下・・・29%
 - ・人口10万人超～20万人以下・・・45%
 - ・人口20万人超～30万人以下・・・32%
 - ・人口30万人超・・・13%

※中心市要件を満たす市のうち、中心市宣言を行った市の割合



宣言済み中心市77市の人口規模

- 宣言済み中心市77市の平均人口は約13.5万人。
- 人口10万人～20万人の市の割合が38%（29市）と最も高く、人口20万人未満の市で85%（65市）を占める。
一方、人口30万人を超える市の割合は6%（5市）と最も低い。



※四万十市・宿毛市、名寄市・土別市については、5万～10万人の区分で1団体としてカウント。（平均人口からは除外）

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して財政措置を講じる。

1. 中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- (1) 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置
- (2) 若手企業人地域交流プログラム
若手社員の受入に要する経費に対する財政措置（注）

(注) 中心市宣言済みの市及び形成協定を締結している市町村が対象となる。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ
(例：融資比率20%→25%)

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
措置率0.6→0.8

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

(参考) 過疎・辺地対策に係る総務省の支援策一覧

	過疎対策	辺地対策
目的	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。	交通条件や自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比べて住民の生活文化水準が著しく低い山間地・離島その他のへんぴな地域等について、その他の地域との間における住民の生活水準の格差の是正を図る。
根拠法	過疎地域自立促進特別措置法	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
要件	「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。 (例)人口減少要件:S35～H17の人口減少率33%以上 財政力要件:H18～H20の財政力指数0.56以下	(1) 当該地域の中心(宅地の3.3㎡当たりの価格が最高の地点)を含む5km ² 以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。 (2) 辺地度点数(役場、医療機関、駅等までの距離が遠隔であるなどへんぴな程度を示す点数)が100点以上であること。
支援策	<p>【起債】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過疎対策事業債 <ul style="list-style-type: none"> ・対象:自立促進計画に基づいて実施されるハード・ソフト事業 ・充当率:100% 交付税算入率:70% <p>【国庫補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助率のかさ上げ <ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校の統合に伴う校舎等の新增築(1/2→5.5/10) ・消防施設の整備(1/3→5.5/10) 等 <p>【税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産の買換えの場合の課税の特例 ○減価償却の特例 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過疎地域等自立活性化推進交付金(H24 5.0億円) ○金融措置、行政上の特別措置 等 	<p>【起債】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○辺地対策事業債 <ul style="list-style-type: none"> ・対象:総合整備計画に基づいて実施される公共的施設整備 ・充当率:100% 交付税算入率:80%

定住自立圏構想の中心市と多自然居住拠点都市の比較

	定住自立圏構想の中心市	多自然居住拠点都市
定義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方圏において、<u>三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域の中心となる都市</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>豊かな自然に恵まれ、地域資源を生かした雇用を創出している多自然地域を支える居住拠点都市</u>
圏域の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>選択と集中</u>」「<u>集約とネットワーク</u>」の考え方に基づき地方の自主的な取組を重点支援するとともに、<u>圏域を構成する市町村で役割分担しながら、生活機能を整備し、圏域全体を活性化。</u> ○ <u>中心市は都市機能を集約的に整備。</u> ○ 周辺市町村は環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点から役割を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>多自然居住拠点都市は、後背地も含めた圏域の拠点都市として、住民生活に必要な一定の都市機能を集約。</u> ○ <u>後背地市町村は、豊かな地域資源を保全・活用し、雇用の創出をも図る。</u>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①人口5万人程度以上(少なくとも4万人超) ②昼夜間人口比率: 1以上 ③地域 <ul style="list-style-type: none"> ・原則三大都市圏外 	<p>(素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人口5万人程度以上(少なくとも4万人超)でDIDが存在または人口4万人未満でDID人口1万人以上 ②昼夜間人口比率: 問わない 周辺の多自然地域(国立・国定公園に属するか、林野率80%以上)にある人口4万人未満の後背地市町村に対して、相当程度通勤する住民が存在 (例: 昼夜間人口比率1以上の後背地市町村に対して10%以上通勤通学) ③地域 <ul style="list-style-type: none"> ・原則三大都市圏外

定住自立圏構想の中心市と多自然居住拠点都市の関係

主要論点

多自然居住拠点都市の要件を設定するにあたっては、定住自立圏構想における中心市との関係性を整理することが必要。

定住自立圏との関係性	考え方	要件(素案)			検討課題	対象自治体	
		居住拠点都市		後背地			
		人口等	定住自立圏の中心市				中心市の10%圏内
【パターンA】 定住自立圏の 一つの 類型	昼夜間人口比率は1未満であるが、定住自立圏構想の中心市に準じ、他の都市から独立した生活経済圏域を形成していることが必要。	人口4万人以上で、後背地への通勤通学者を加えると昼夜間人口比率が1以上の市	×	×	昼夜間人口比率が1以上で居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上	定住自立圏構想の中心市と同等の拠点性が求められるため、支援対象となる都市が限られる。	北見市 富士吉田市 御殿場市
【パターンB】 定住自立圏の 補完施策	後背地が守るべき多自然地域であることを考慮し、要件を緩和。人口4万人未満の市や定住自立圏構想の中心市の通勤通学10%圏内の市でも、一定の都市集積があれば対象となる。	人口4万人以上でDIDが存在する市 またはDID人口1万人以上の市 (注)	×	○	昼夜間人口比率が1以上で居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上	・一定の都市集積をどのような尺度で判断するか。 ・定住自立圏構想の中心市の通勤通学10%圏内(*)も対象とすべきか。	上記に加え、 【人口4万人以上】 那須塩原市*、 (旧)今市市*、沼田市、 新城市 など 【人口4万人未満】 富良野市、伊達市*、 (旧)新宮市、人吉市 など
【パターンC】 定住自立圏 とは別の 広域行政の 枠組	多自然地域を支え、活力ある国土形成に重要な役割を果たす生活経済圏域の拠点都市に対して、過疎対策等と連携して振興策を講じる。		○	○	または 昼夜間人口比率が0.9以上で上記割合が20%以上	中心市の要件を備えた市に対して、定住自立圏構想とは異なる独自の支援策を講じる必要性があるか。	上記に加え、 帯広市 飯田市 など

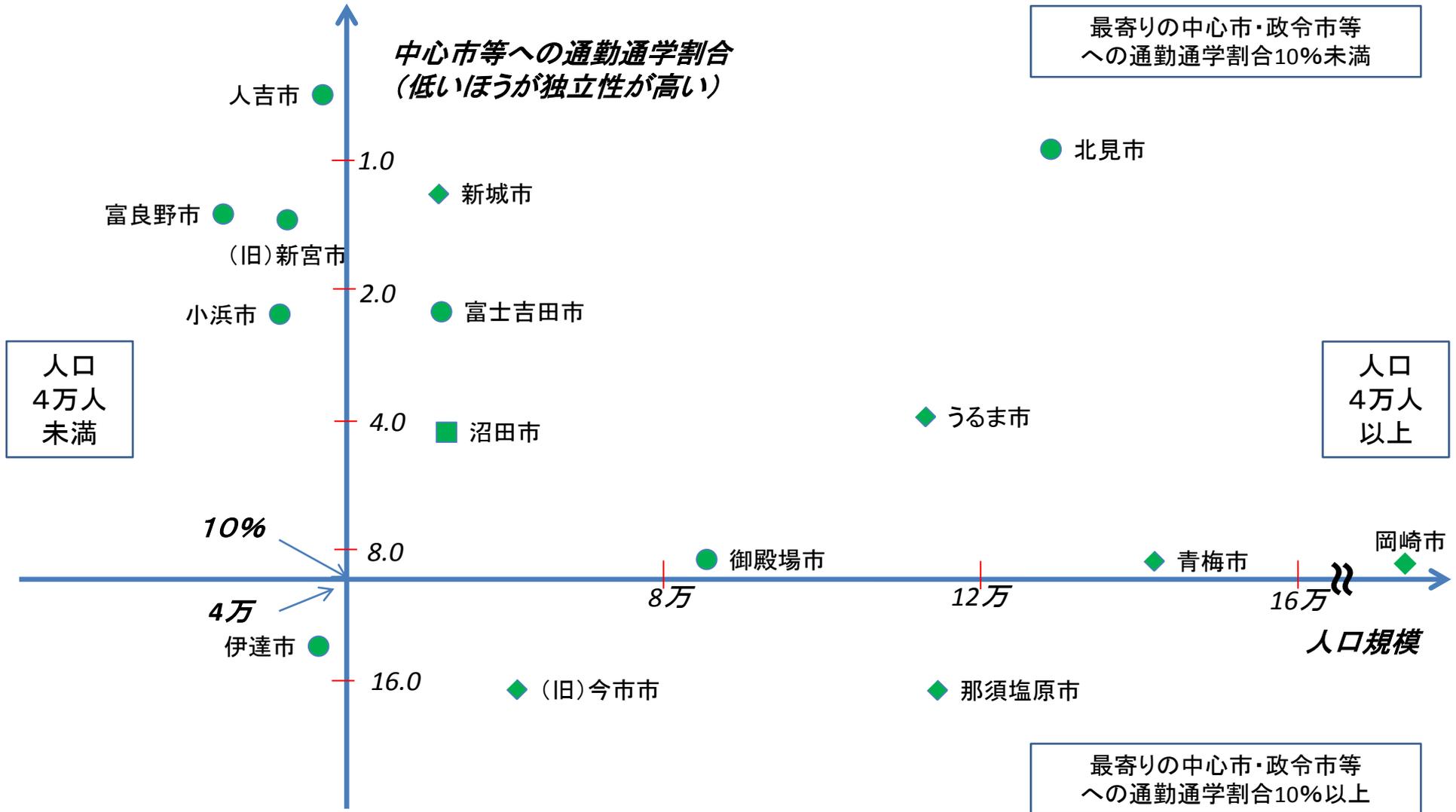
(注) ○次のいずれかに該当する市は除く

- ①政令市・特別区に対する通勤通学割合が10%以上である市
- ②居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上である後背地市町村(人口4万人未満)への通勤通学者数の合計が300人未満である市
- ③平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た市であって、合併関係市町村が町村のみである市。

○次のいずれかを満たす場合は、広域的な合併を経た市に関する特例として、圏域を形成することが可能。

- ①合併関係市町村数5以上
- ②合併関係市町村以外に居住拠点都市から10%以上の通勤通学者がある後背地市町村が存在

多自然居住拠点都市等の状況



(凡例)

- 昼夜間人口比率1以上の後背地市町村を持ち、かつ、後背地への通勤通学者を加えると昼夜間人口比率が1以上の市
- ◆昼夜間人口比率1以上の後背地市町村を持つが、後背地への通勤通学者を加えても昼夜間人口比率が1未満の市
- 昼夜間人口比率1以上の後背地市町村を持たないが、後背地への通勤通学者を加えると昼夜間人口比率が1以上の市

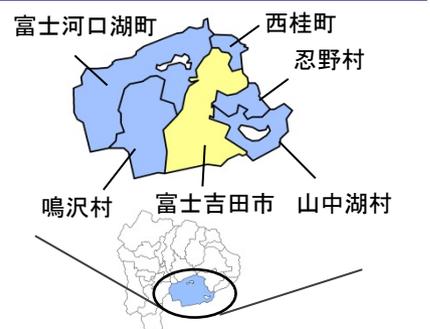
パターンA

北見市（北海道）



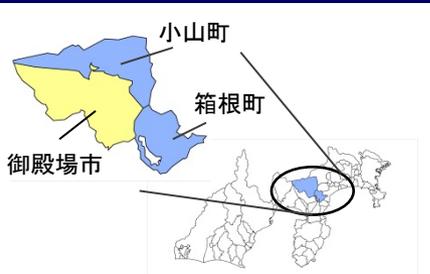
居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
北見市	125,689	0.9983 [1.0175]	津別町 ○	5,646	1.0251	252	2,519	10.0	○
			佐呂間町 ○	5,892	1.0369	158	2,704	5.8	○
	大空町 ○		7,933	1.0297	178	3,188	5.6	○	
	美幌町 ※		21,575	0.9572	619	9,310	6.6	○	
	置戸町 ○		3,428	1.0065	224	1,387	16.1	○	
	訓子府町 ○		83,231 (54,812)	0.9582	532	1,915	27.8	○	

富士吉田市（山梨県）



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
富士吉田市	50,619	0.9823 [1.1139]	忍野村	8,635	1.1106	1,458	5,210	28.0	○
			山中湖村	5,324	1.0693	683	2,594	26.3	○
	鳴沢村		2,964	1.0723	428	1,656	25.8	○	
	富士河口湖町 ○		25,471	1.0158	3,199	12,731	25.1	○	
	西桂町		4,541	0.7825	264	1,274	20.7	○	
	25,899 (34,047)								

御殿場市（静岡県）

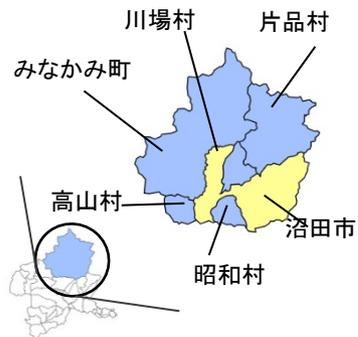


居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
御殿場市	89,030	0.9886 [1.0470]	小山町	20,629	1.0364	4,528	12,139	37.3	○
	31,444 (12,785)		箱根町	13,853	1.4328	532	13,439	4.0	○

注) ①各表の数値のうち人口及びDID人口は平成22年度国勢調査、その他は平成17年国勢調査による ②DID人口のうち()書きは昭和45年国勢調査 ③昼夜間人口比率のうち[]書きは後背地への通勤通学者を加えた場合の数値 ④後背地市町村名欄末尾にある、※は辺地、☆は過疎、○は辺地・過疎双方の地域指定を受けていることを示している ⑤後背地は、通勤割合(A/B)3%以上の町村を記載した

パターンB-1 (人口4万人以上・中心市等の通勤通学10%圏外)

沼田市 (群馬県)



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
沼田市	51,265	0.9894 [1.0522]	川場村	3,898	0.9366	494	1,129	43.8	○
			昭和村 ※	7,620	0.9197	680	2,079	33.5	
	みなかみ町 ○		21,345	0.9471	1,746	9,192	19.0	○	
	片品村 ○		4,904	0.9489	280	1,871	15.0	○	
	高山村 ※		3,911	0.9083	194	1,559	12.4	○	
	20,138 (21,648)								

新城市 (愛知県)

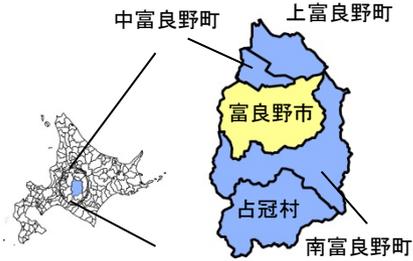


居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
新城市	49,864	0.9513 [0.9594]	設楽町 ○	5,769	1.0267	314	2,591	12.1	○
	9,975 (9,555)		東栄町 ○	3,757	0.9770	137	1,587	8.6	○

注)①各表の数値のうち人口及びDID人口は平成22年度国勢調査、その他は平成17年国勢調査による ②DID人口のうち()書きは昭和45年国勢調査 ③昼夜間人口比率のうち[]書きは後背地への通勤通学者を加えた場合の数値 ④後背地市町村名欄末尾にある、※は辺地、☆は過疎、○は辺地・過疎双方の地域指定を受けていることを示している ⑤後背地は、通勤割合(A/B)3%以上の町村を記載した

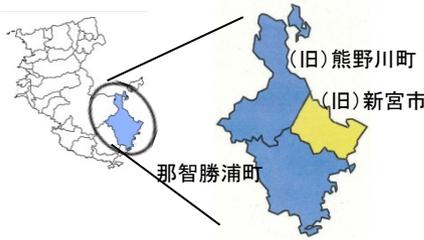
パターンB-2(人口4万人未満・中心市等の通勤通学10%圏外)

富良野市(北海道)



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
富良野市	24,259	1.0334	南富良野町 ○	2,814	1.0275	152	1,360	11.2	○
			上富良野町	11,545	0.9868	369	5,696	6.5	○
	14,581 (11,830)	[1.0682]	中富良野町 ○	5,477	0.9429	293	1,681	17.4	
			占冠村 ○	1,394	1.1171	60	1,323	4.5	○

旧新宮市(和歌山県)



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
(旧)新宮市	29,936	1.0980	那智勝浦町 ○	17,080	0.9481	735	5,169	14.2	○
	17,899 (27,759)	[1.1246]	(旧)熊野川町 ○	1,562	1.0069	146	419	34.8	○

人吉市(熊本県)

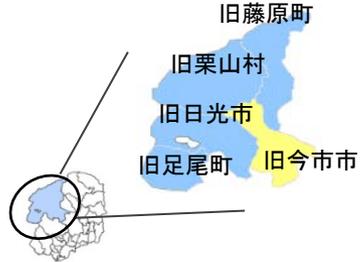


居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
人吉市	35,611	1.0749	五木村 ○	1,205	1.1075	93	673	13.8	○
			山江村 ○	3,681	0.7630	162	692	23.4	○
			球磨村 ○	4,249	0.8076	186	938	19.8	○
	14,446 (19,089)	[1.1559]	あさぎり町 ○	16,638	0.9544	574	6,250	9.2	
			多良木町 ○	10,554	0.9853	281	4,273	6.6	○
			錦町	11,075	1.0559	1,312	5,596	23.4	
			相良村 ☆	4,934	0.9227	443	1,677	26.4	

注)①各表の数値のうち人口及びDID人口は平成22年度国勢調査、その他は平成17年国勢調査による ②DID人口のうち()書きは昭和45年国勢調査 ③昼夜間人口比率のうち[]書きは後背地への通勤通学者を加えた場合の数値 ④後背地市町村名欄末尾にある、※は辺地、☆は過疎、○は辺地・過疎双方の地域指定を受けていることを示している ⑤後背地は、通勤割合(A/B)3%以上の町村を記載した 14

パターンB-3(人口4万人以上・中心市等の通勤通学10%圏内)

旧今市市(栃木県) ※合併1市



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
(旧)今市市	60,831	0.8853	(旧)日光市 ※	14,810	1.0574	2,488	8,349	30.5	○
			(旧)藤原町 ※	9,936	1.0519	1,344	6,017	22.9	○
	9,050 (12,457)	[0.9502]	(旧)栗山村 ○	1,726	1.0678	144	973	15.6	○
			(旧)足尾町 ☆	2,763	1.0520	111	1,337	9.0	○

※ 日光市は宇都宮市の10%圏内(通勤通学割合13.8%)

那須塩原市(栃木県)



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
那須塩原市	117,812	0.9436	那須町 ※	26,765	1.0502	4,434	12,162	36.5	○
	31,654 (16,923)		[0.9978]	矢板市	35,343	0.9877	1,856	16,566	11.2

※ 那須塩原市は大田原市の10%圏内(通勤通学割合16.9%)

注)①各表の数値のうち人口及びDID人口は平成22年度国勢調査、その他は平成17年国勢調査による ②DID人口のうち()書きは昭和45年国勢調査 ③昼夜間人口比率のうち[]書きは後背地への通勤通学者を加えた場合の数値 ④後背地市町村名欄末尾にある、※は辺地、☆は過疎、○は辺地・過疎双方の地域指定を受けていることを示している ⑤後背地は、通勤割合(A/B)3%以上の市町村を記載した

パターンB-4(人口4万人未満・中心市等の通勤通学10%圏内)

伊達市(北海道)



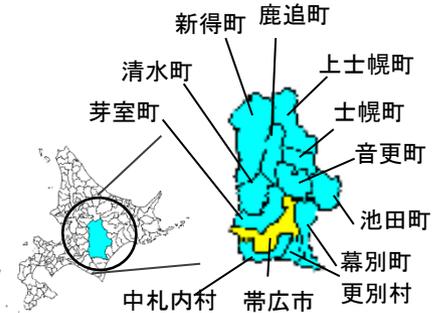
居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
伊達市	36,278	0.959	洞爺湖町 ○	10,132	105.4	1,009	5,397	18.7	○
	22,078 (12,204)		壮瞥町 ○	3,232	112.2	545	1,676	32.5	○
			[1.0054]	豊浦町 ○	4,528	93.5	167	1,504	11.2

※ 伊達市は室蘭市の10%圏内(通勤通学割合13.4%)

注)①各表の数値のうち人口及びDID人口は平成22年度国勢調査、その他は平成17年国勢調査による ②DID人口のうち()書きは昭和45年国勢調査 ③昼夜間人口比率のうち[]書きは後背地への通勤通学者を加えた場合の数値 ④後背地市町村名欄末尾にある、※は辺地、☆は過疎、○は辺地・過疎双方の地域指定を受けていることを示している ⑤後背地は、通勤割合(A/B)3%以上の町村を記載した

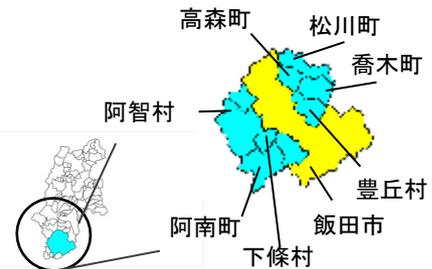
パターンC

帯広市（北海道）



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
帯広市	168,057	1.0411 [1.0997]	音更町 ※	45,085	0.8661	3,009	13,555	22.2	
	150,337 (86,574)		士幌町 ※	6,416	1.0940	385	3,060	12.6	○
			上士幌町 ○	5,080	0.9939	142	2,072	6.9	○
			鹿追町 ○	5,702	1.0162	173	2,586	6.7	○
			新得町 ○	6,653	1.0174	147	3,301	4.5	○
			清水町 ○	9,961	1.0200	437	4,427	9.9	○
			芽室町 ※	18,905	1.0401	3,083	8,458	36.5	○
			中札内村 ※	4,006	1.0678	427	2,102	20.3	○
			更別村 ○	3,391	1.0616	212	1,383	15.3	
			幕別町 ○	26,547	0.8625	1,768	8,402	21.0	
			池田町 ○	7,527	0.9952	223	3,010	7.4	

飯田市（長野県）



居住拠点都市			後背地						
市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	市町村名	人口(人)	昼夜間人口比率	居住拠点都市からの通勤者・通学者数(人) A	後背地における就業者・通学者数の総数(人) B	A/B (%)	多自然地域
	DID人口(人)								
飯田市	105,335	1.0453 [1.0906]	松川町 ※	13,676	0.9201	852	5,104	16.7	
	34,695 (25,034)		高森町	13,216	0.9031	1,348	4,693	28.7	
			阿南町 ○	5,455	1.0050	417	2,393	17.4	○
			阿智村 ○	7,036	1.0476	1,169	3,033	38.5	○
			下條村 ※	4,200	0.8903	441	1,222	36.1	○
			喬木村 ※	6,692	0.8411	585	1,944	30.1	
			豊丘村 ※	6,819	0.8263	450	1,863	24.2	

注) ①各表の数値のうち人口及びDID人口は平成22年度国勢調査、その他は平成17年国勢調査による ②DID人口のうち()書きは昭和45年国勢調査 ③昼夜間人口比率のうち[]書きは後背地への通勤通学者を加えた場合の数値 ④後背地市町村名欄末尾にある、※は辺地、☆は過疎、○は辺地・過疎双方の地域指定を受けていることを示している ⑤後背地は、通勤割合(A/B)3%以上の町村を記載した